

愛知県基幹的広域防災拠点 PFI アドバイザリー業務募集要項

1 趣旨

この要項は愛知県(以下「県」という。)が令和3年度から令和5年度にかけて実施する愛知県基幹的広域防災拠点 PFI アドバイザリー業務(以下、「本業務」という。)を委託する事業者を企画提案(プロポーザル方式)により選定するため必要事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

愛知県基幹的広域防災拠点 PFI アドバイザリー業務

(2) 業務内容

愛知県基幹的広域防災拠点 PFI アドバイザリー業務仕様書(以下「仕様書」という。)による業務とする。

(3) 契約期間

契約の日から令和5年7月31日とする。

(4) 予定限度価格

99,000千円(消費税及び地方消費税を含む)。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者(以下、「参加者」という。)は、次に掲げる要件を満たす単体企業とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出日から参加表明書の提出期限までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (3) 参加表明書の提出日から参加表明書の提出期限までの間、愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 令和2・3年度「物品・役務等の入札参加資格者名簿」(愛知県会計局調達課)登録者のうち、「業務(大分類)3. 役務の提供等」、「営業種目(中分類)07. 調査委託」、「営業種目(小分類)07. 総合研究所」に登録されている者。
- (5) 過去5年間(今年度の4月1日の5年前から参加表明書を提出する日の前日まで)に、国、地方公共団体又はこれらに類する団体※1が整備又は所有する施設に係る、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)に基づいて実施される事業(以下「PFI事業」という。)のうち、PFIアドバイザリー業務(愛知県PFI導入ガイドライン(平成29年3月改訂)「アドバイザーの選定」で例示される業務のうち、

事業計画の構築に関する支援、PFI事業の手続きに関する支援、民間事業者選定に関する支援及び契約に関する支援を総合的に実施する業務)を元請けとして行った実績(提出の前日までに完了した業務に限る。)があること。なお、共同企業体の構成員としての実績(出資比率は問わない。)も認める。

※1 これらに類する団体

- ・ 地方道路公社法第1条に定める地方道路公社
- ・ 地方住宅供給公社法第1条に定める地方住宅供給公社
- ・ 独立行政法人通則法第2条に定める独立行政法人
- ・ 地方独立行政法人法第2条に定める地方独立行政法人
- ・ 国立大学法人法第2条に定める国立大学法人

4 説明会の開催

応募資格者を対象に、下記の通り説明会を開催する。

(1) 開催日時

令和4年1月27日(木) 10時から17時まで

(個別に愛知県基幹的広域防災拠点の事業概要の説明を行い、質疑応答含め各社1時間程度を予定しております。)

(2) 開催場所

愛知県自治センター6階 災害対策本部室(予定)

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

(3) 参加人数

1社あたり3名以内とすること。

(4) 参加申し込み方法

令和4年1月25日(火)午後5時までに、愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室宛てに電子メールにより申し込むこと。

E-mail: bousaikyoten@pref.aichi.lg.jp

タイトルは「愛知県基幹的広域防災拠点 PFI アドバイザリー業務説明会への参加希望」とし、本文に①法人名・所属②参加者氏名③連絡先(電話番号、メールアドレス)を記載すること。また、電子メールを送信した旨を「11 連絡・問い合わせ先」に連絡すること。

5 手続き等

(1) 参加表明書の提出期限、提出方法及び提出先等

① 提出書類

別添の「参加表明書及び技術提案書作成要領」に基づき、以下の書類を提出すること。

- ア 参加表明書（様式 1 - 1）
- イ 業務実施体制（様式 1 - 2）
- ウ 総合アドバイザーの業務実績（様式 1 - 3）
- エ 法務・財務・技術アドバイザーの資格及び業務実績（様式 1 - 4 (a)）
- オ 法務・財務・技術アドバイザーを雇用する会社の業務実績（様式 1 - 4 (b)）
- カ 総合アドバイザーを雇用する会社の業務実績（様式 1 - 5）

② 提出部数

1 部

③ 提出期間

令和 4 年 2 月 4 日（金）午後 5 時まで（必着）

なお、持参する場合は、上記期間（日曜日、土曜日及び休日を除く）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

④ 提出方法

持参、郵送（配達証明に限る。）または宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）により提出すること（電子メール及びファクシミリは不可）。

⑤ 提出先

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室（愛知県本庁舎 2 階）

〒 4 6 0 - 8 5 0 1 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 7 4 7 8（ダイヤルイン）

⑥ 質問及び回答

参加表明書に関する質問は、様式 3 質問書により提出すること。ただし、審査に支障をきたす質問及び委託業務の実施に必要な内容に関する質問は受け付けない。

ア 提出期間

令和 4 年 1 月 2 8 日（金）午後 5 時まで

イ 提出方法

電子メールで提出すること。

E-mail: bousaikyoten@pref.aichi.lg.jp

タイトルは「愛知県基幹的広域防災拠点PFIアドバイザー業務に関する質問」とし、電子メールを送信した旨を「1 1 連絡・問合せ先」に連絡すること。

ウ 質問の回答

令和 4 年 1 月 3 1 日（月）に様式 4 回答書により電子メールで回答する。

⑦ 選定

「6 提案の選定等 【参加表明書】（1）選定方法」に記載。

⑧ 通知

審査結果についてはすべての参加者に対し、後日書面で通知する。提出要請者に選定された場合は、技術提案書提出要請書を送付する。

(2) 技術提案書の提出期限、提出方法及び提出先等

提出要請者として選定された参加者は、技術提案書等を提出すること。

① 提出書類

別添の「参加表明書及び技術提案書作成要領」に基づき、以下の書類を提出すること。

- ア 技術提案書の提出について（様式 2-1）
- イ 公募型プロポーザル技術提案書（様式 2-2）
- ウ 業務実施方針及び技術提案（様式 2-3）

② 提出部数

1 部

③ 提出期間

技術提案書提出要請書到着後から令和 4 年 3 月 2 日（水）午後 5 時まで（必着）

なお、持参する場合は、上記期日（日曜日、土曜日及び休日を除く）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

④ 提出方法

5（1）④に同じ。

⑤ 提出先

5（1）⑤に同じ。

⑥ 質問及び回答

技術提案書に関する質問は、様式 3 質問書により提出すること。ただし、審査に支障をきたす質問及び委託業務の実施に必要な内容に関する質問は受け付けない。

ア 提出期間

技術提案書提出要請書到着後から令和 4 年 2 月 22 日（火）午後 5 時まで

イ 提出方法

電子メールで提出すること。

E-mail: bousaikyoten@pref.aichi.lg.jp

タイトルは「愛知県基幹的広域防災拠点PFIアドバイザー業務に関する質問」とし、電子メールを送信した旨を「11 連絡・問合せ先」に連絡すること。

ウ 質問の回答

令和 4 年 2 月 24 日（木）までに様式 4 回答書により電子メールで回答する。

⑦ 特定

「6 提案の選定等 【技術提案書】（1）特定方法」に記載。

⑧ 通知

審査結果についてはすべての技術提案書の提出者（以下、「提案者」という。）に対し、後日書面で通知する。

(3) 非選定等の理由に関する事項

参加者のうち当該業務について提出要請者として選定されなかった者、又は提案者のうち技

術提案書が特定されなかった者に対しては、選定又は特定されなかった旨と、その理由（非選定等の理由）を通知する。

上記の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、愛知県知事に対して非選定等の理由について説明を求めることができる。

6 提案の選定等

【参加表明書】

(1) 選定方法

提出された参加表明書について、県が設置する評価委員会において評価を行い、技術提案書の提出を求める者（以下、「提出要請者」という）を選定する。

参加表明書を提出した者が多数の場合は、評価委員会の評価を踏まえ、評価点が高い5者程度を選定する。

なお、別紙「評価基準」のうち、「参加表明書の評価」に基づいた評価点が3割に満たない場合は、提出要請者として選定しない。提出者が1者の場合においても、同様の扱いとする。

(2) 評価委員会について

①日時

令和4年2月中旬（予定）

②会場

愛知県庁内会議室（予定）

③実施内容

提出された参加表明書及び実績等を証明する書類について、評価委員会が評価基準に従い評価する。

(3) 参加表明書の提出者を選定するための基準

配置するアドバイザーの資格、実績及びそれらを雇用する会社の過去5年間の業務実績により評価するものとし、各項目における配点については、別紙「評価基準」のうち、「参加表明書の評価」による。

【技術提案書】

(1) 特定方法

提出された技術提案書、プレゼンテーション及び質疑応答に基づいて、県が設置する評価委員会において評価を行い、各評価委員の参加表明書と技術提案書の評価点の合計が最も高い提案書を最優秀提案書として特定する。

各評価委員の評価点の合計が最も高い提案者が2者以上となったときは、別紙「評価基準」のうち、「技術提案書の評価 技術提案能力」における各評価委員の評価点の合計が最も高い者を、最終決定する。

なお、各評価委員の評価点の合計が5割に満たない場合は、最優秀提案者として選定はしない。

提案者が1者の場合においても、同様の扱いとする。

(2) 評価委員会について

①日時

令和4年3月中旬(予定)

②会場

愛知県庁内会議室(予定)

③実施内容

提出された技術提案書、プレゼンテーション及び質疑応答に基づいて、評価委員会が評価基準に従い評価する。

(3) 技術提案書を評価するための基準

主に技術提案能力を評価するものとし、各項目における配点については、別紙「評価基準」のうち、「技術提案書の評価」による。

7 プレゼンテーションについて

「6 提案の選定等【技術提案書】(2)」に記載の評価委員会において実施する。

技術提案書のプレゼンテーションは1者15分とし、技術提案書に基づき説明を行う。なお、パソコン、プロジェクター等の電子機器の使用は許可しない。

参加者は1社あたり3人以内とする。

プレゼンテーション終了後、各委員と提案者の間で質疑応答を行う。

各委員はプレゼンテーション及び質疑応答を経て、別紙「評価基準」のうち、「技術提案書の評価」による評価を行う。

技術提案書に、自社の会社名を記載していた場合及びプレゼンテーションにおいて自社の会社名の発言があった場合は失格とする。

8 スケジュール(予定)

令和4年1月21日(金)	募集要項等の公表
令和4年1月28日(金)	参加表明書に関する質問書の受付期限
令和4年2月4日(金)	参加表明書の提出期限
令和4年2月中旬	技術提案書提出要請書送付、選定又は非選定に係る通知書送付
令和4年2月22日(火)	技術提案書に関する質問書の受付期限
令和4年3月2日(水)	技術提案書の提出期限
令和4年3月中旬	プレゼンテーション、技術提案書の特定又は非特定に係る通知書送付
令和4年3月下旬	契約

9 業務契約

(1) 契約の締結

事業実施にあたっての技術提案を公募により広く募り、最も優れた技術提案書を提出した者から

見積書を徴取した後、契約金額を予定限度価格の範囲内で随意契約の方法により契約を締結する。なお、万一契約締結に至らなかった場合は、次点の者と協議するものとする。

また、この手続に参加した者が、参加表明書等の提出期限の日から契約の締結の日までの間に、愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けた場合、又は、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けた場合、その者については当該手続に係る特定の対象とせず、又は契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成の要否

要する。

(3) 契約の履行

契約の履行に当たっては、愛知県と十分協議して進めるものとする。

(4) 支払い方法について

精算払いとする。ただし、令和4年度に業務を完了した部分に相応する委託料相当額の10分の9以内の額について、契約書に定めるところにより部分払いを請求することができる。

令和3年度の支払限度額は0円、令和4年度の支払限度額は74,250,000円とし、残額については令和5年度に支払う。

10 その他

(1) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- ① 参加する資格のない者が参加したとき。
- ② 1者で複数の参加表明書の提出があったとき。
- ③ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- ④ 事実と反する参加申込みや提案などの不正行為があったとき。
- ⑤ 提案者が当該公募に対して二つ以上の提案をしたとき。
- ⑥ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき、参加者及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

(2) 参加表明書の業務実施体制は、変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であるとの承諾を県から得るものとする。

(3) 提出書類の作成及び提出に必要な経費については、各参加者及び提案者の負担とする。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、返却しない。

(4) 要求している内容以外の書類、図面等については、受理しない。

(5) 提出期限以降における提出書類の差し替え、追加又は再提出は認めない。

(6) 提出書類の著作権は、提出者に帰属するものとするが、審査を行う作業に必要な場合において、複製を作成するたため承すること。

(7) 参加表明書の選定及び技術提案書の特定に係る審査の経過等については非公開とし問い合わせ

には応じない。

(8) 提出及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(9) 本業務の受託者(再委託又は下請け等の者を含む)は、この契約の対象となる施設の整備に係る、設計、施工、運営又は管理に関する事業者の選定における応募又は参画することを禁止する。また、上記の者と、資本関係又は人的関係があると認められる者も同様とする。

1 1 連絡・問合せ先

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電 話 052-954-7478 (ダイヤルイン)

評価基準

○参加表明書の評価

評価項目			配点
大項目	中項目	小項目	
業務実施体制	①アドバイザーの資格、実績及びそれらを雇用する会社の実績	(ア) 総合アドバイザーの業務実績	
		主担当(メイン)の実績	20
		副担当(サブ)の実績(2人)	各10
		(イ) 法務、財務、技術アドバイザーの資格	20
		(ウ) 法務・財務・技術アドバイザーの業務実績	10
	(エ) 法務・財務・技術アドバイザーを雇用する会社の業務実績	10	
	②参加者の業務実績	(ア) 総合アドバイザーを雇用する会社の業務実績	20
小計			100

○技術提案書の評価

評価項目			配点
大項目	中項目	小項目	
参加表明書の評価			100
技術提案能力	①実施体制	(ア) 適切なアドバイザー体制	16
		(イ) アドバイザーの責任区分	6
		(ウ) 緊急時の連携体制	6
	②実施方針	(ア) 事業計画の構築支援	48
		(イ) PFIの手続き支援	32
		(ウ) 事業者選定委員会の設置支援	6
		(エ) その他支援	18
	③実施工程	(ア) 合理的な事業工程検討	6
		(イ) アドバイザーの業務への関与	6
		(ウ) 業務工程計画	6
小計			150
合計			250